別記第三十一号の四様式（第七条，第二十条，第四十四条関係）

日本国政府法務省

指　　定　　書

氏　　名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第　号の規定に基づき，同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

日　本　国　法　務　大　臣

（注）用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。

別記第三十一号の三様式中「入国管理局長」を「※」に、「1　縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。」を「1　縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。」に、「2　証印の下部に識別符号を付すものとする。」を「3　証印の下部に識別符号を付すものとする。」に改める。

別記第三十一号の三様式の次に次の一様式を加える。

※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。

「2　縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。